

日 薬 業 発 第 49 号
令 和 元 年 5 月 8 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 山 本 信 夫

**G20 大阪サミット・2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う
毒物及び劇物の適正な保管管理及び警備協力について**

標記について、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び警察庁警備局長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底については平成 31 年 1 月 31 日付け日薬業発第 401 号等にてお知らせしたところですが、今般、G20 大阪サミット・2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催を踏まえ、危害の発生を未然に防止する観点から、特に注意すべき事項について、盗難又は紛失防止に関する留意事項についてまとめたとのことです。(別添 1)

また、警察庁警備局長からは本年 5 月以降に G20 大阪サミット等や関係閣僚会合が実施されることから、テロ等違法行為の発生を未然に防止するための対策として化学物質販売時の本人確認等の徹底が要請されています。(別添 2)

つきましては貴会会員にご周知下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

別添1

薬生薬審発 0425 第 2 号

平成 31 年 4 月 25 日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長

(公 印 省 略)

G20 大阪サミット・2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う

毒物及び劇物の適正な保管管理について

標記については、今般、別添写しのとおり各都道府県衛生主管部（局）長等宛てに通知したところですが、貴会におかれましても、会員に対しその周知徹底方御配慮くださいますようお願いいたします。



薬生薬審発 0425 第 1 号

平成 31 年 4 月 25 日

各 { 都 道 府 県 }
{ 保 健 所 設 置 市 } 衛生主管部 (局) 長 殿
{ 特 別 区 }

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

G20 大阪サミット・2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う
毒物及び劇物の適正な保管管理について

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

毒物又は劇物の盗難、紛失防止については、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 11 条第 1 項等に基づき、適切な毒物及び劇物の保管管理について注意喚起をしてきたところです。

今般、本年開催予定の G20 大阪サミット及び関連閣僚会議、来年開催予定の 2020 年東京オリンピック・パラリンピックに備え、危害の発生を未然に防止する観点から、毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項のうち、特に注意すべき事項について、下記のとおりまとめました。

つきましては、貴職において、下記に御留意の上、貴管下関係者等に対する指導について、格段の御配慮をお願いいたします。

なお、同旨の通知を、文部科学省高等教育局高等教育企画課長及び初等中等教育局健康教育・食育課長、一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本化学品輸出入協会会長並びに公益社団法人全日本トラック協会会長宛に発出することとしていることを申し添えます。

記

- 1 「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和 52 年 3 月 26 日付け薬発第 313 号薬務局長通知）、「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について」（平成 30 年 7 月 24 日付け薬生薬審発 0724 第 1 号医薬品審査管理課長通知）等を踏まえ、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 11 条第 1 項等に基づき、適切に、毒物及び劇物の保管管理がなされているかを改めて点検すること。
- 2 毒物及び劇物の漏洩、盗難、紛失等の事態が生じた場合には、毒物及び劇物取締法第 16 条の 2 に基づき、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出る等の適切な処置を講じること。

- 3 「毒物及び劇物の適正な販売等の徹底について」（平成 17 年 11 月 14 日付け薬食審査発第 1114001 号・薬食監麻発第 1114001 号医薬食品局審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知）、「爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について」（平成 31 年 1 月 10 日付け薬生総発 0110 第 1 号・薬生薬審発 0110 第 2 号・薬生監麻発 0110 第 5 号医薬・生活衛生局総務課長、医薬品審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知）等の趣旨を踏まえ、毒物及び劇物取締法第 14 条及び第 15 条に基づく譲渡手続及び交付制限を遵守し、身分証明等により譲受人の身元（法人にあっては当該法人の事業）並びに毒物及び劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるか十分確認を行うとともに、毒物又は家庭用劇物以外の劇物の一般消費者への販売自粛や、使用目的が曖昧な者等への販売の差し控え、不審な動向が認められる場合の警察への通報等を徹底すること。

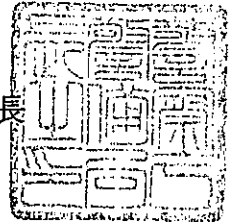


警察庁丙備一発第91号

平成31年4月24日

公益社団法人日本薬剤師会会長 殿

警察庁警備局長



G20大阪サミット等開催に伴う警備協力について（要請）

貴台におかれましては、平素から警察運営に際して御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

G20大阪サミット（金融・世界経済に関する首脳会合）等につきましては、首脳会合が6月28日及び29日に大阪府において開催されます。また、関係閣僚会合につきましては、農業大臣会合が5月11日及び12日に新潟県において、貿易・デジタル経済大臣会合及び財務大臣・中央銀行総裁会議が6月8日及び9日に、それぞれ茨城県及び福岡県において、持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合が6月15日及び16日に長野県において、労働雇用大臣会合が9月1日及び2日に愛媛県において、保健大臣会合が10月19日及び20日に岡山県において、観光大臣会合が10月25日及び26日に北海道において、外務大臣会合が11月22日及び23日に愛知県において、それぞれ開催されます。

G20大阪サミット等の開催をめぐっては、我が国に対する国際テロの脅威が継続しているほか、サイバー攻撃や右翼による違法行為の発生が懸念されるなど、厳しい情勢にあり、首脳会合や関係閣僚会合の開催地における警戒警備の徹底はもちろんのこと、それ以外の地域においても重要施設や公共交通機関等に対するテロ等違法行為の発生を未然に防止するための対策を講じる必要があります。

警察では、国民の理解と協力を得て、国内外要人の身辺の安全をはじめとするG20大阪サミット等の開催の安全及びその円滑な進行を確保するとともに、テロ等違法行為の未然防止を図るため、全国警察の総力を挙げて各種対策を推進しております。

貴台におかれましても、本警備の重要性を御勘案の上、次の事項につきまして指導を強化されるなど適切な措置を講じられますよう要請いたします。

日本薬剤師会に対する要請事項

○ 全機関・団体共通要請事項

- 1 「警備員による巡回の強化」・「防犯カメラの設置、増設」・「従業員・出入業者の識別票等の着用」等の施設状況等に応じた自主警備体制の強化
- 2 連絡体制の確立
- 3 首脳会合・関係閣僚会合（以下「サミット等」という。）関連情報及び不審者等情報の警察 への通報連絡の徹底
- 4 サミット等開催場所周辺における大規模行事、工事、業務用車両利用等の使用の自粛
- 5 業務用車両等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 6 身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 7 サミット等開催地における交通総量抑制に関する協力
- 8 サイバーセキュリティ対策の強化
- 9 小型無人機等飛行禁止法に基づき指定される飛行禁止の対象施設周辺地域の周知徹底

○ 個別要請事項

- 1 化学物質販売時の本人確認及び使用目的等確認の確実な実施
- 2 関係法令に基づく譲渡手続、交付制限の規制等の遵守
- 3 顧客に不審な動向がある場合の当該顧客に係る情報把握
- 4 化学物質の安全な取扱いに不安があると認められる者への販売の差し控え
- 5 化学物質の保管・盗難防止の強化
- 6 盗難・紛失事案、不審動向等認知時の速やかな警察への通報